

生活衛生 おかやま

題字：岡山県知事 伊原木隆太

第63号
編集・発行

(公財)岡山県生活衛生営業指導センター

理事長 中 嶋 實 人

岡山市北区内山下1-3-7

TEL・FAX (086) 222-3598

<http://okayama-seiei.or.jp/>



瀬戸大橋 岡山県観光連盟提供

平成30年度 指導センター事業計画

去る3月7日に開催した理事会、及び3月28日に開催した評議員会において当指導センターの平成30年度事業計画が決められました。本年度も県民皆様の日常生活と深いかわりあいのある生衛業界の発展のために生活衛生同業組合及び関係諸団体と連携をとりながら事業を進めます。

＜主な事業計画＞

◎相談室運営事業

生活衛生関係業者からの融資、税務、衛生等の相談について、当指導センターにおいて経営指導員などが常時応じます。

◎相談指導顧問設置事業

生活衛生関係業者からの経営・税務・法律などの相談について、中小企業診断士、税理士、弁護士が店舗などで助言・指導を行います。

◎後継者育成支援事業

生活衛生関係営業への就業促進を図るため、中高生を対象に出前セミナー、出前体験教室を開催します。

◎健康入浴等推進事業

健康の増進を図るため、「敬老の日 健康入浴」を実施するなど高齢者や外国人の一般公衆場の利用増進を行います。

◎地域生活支援事業

高齢者や障がい者にやさしいサービス提供を行うため、生活衛生関係業者へのセミナー開催や情報提供などの支援を行います。

◎食品リサイクル等推進事業

循環型社会に向け、生活衛生関係業者と連携し、食品の食べ残しを減らしたり、エコバックの導入などを推進します。

◎標準営業約款登録・普及啓発事業

消費者が安心して店舗選択できる標準営業約款登録店の増加と制度の普及啓発を推進します。

◎研修会等開催事業

衛生水準の維持向上や経営の健全化などを図るため、クリーニング師研修会、衛生管理セミナー、経営特別相談員研修会などを開催します。

指導センターからのお知らせ

標準営業約款制度について

当指導センターでは、「Sマーク 標準営業約款制度」の登録や普及啓発を行っています。理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店業事業者の皆様には、消費者の皆様「安心・安全」の目印となる標準営業約款制度をぜひご活用ください。

登録等については、
当指導センター(☎086-222-3598)
へお問い合わせください。



Sマーク 標準営業約款制度

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

安全・安心の目印 Sマーク とは？

安全・安心を約束する3つの「S」

Safety **安全であること**

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

Standard **安心であること**

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

Sanitation **清潔であること**

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

クリーニング師研修・業務従事者講習について

利用者・消費者の利益擁護を目的としたクリーニング業法により、クリーニング師及び業務従事者の受講が義務付けられています。研修・講習は理解しやすいように工夫されています。平成30年度は平成31年2月3日(日)、ピュアリティまきび(岡山市北区下石井2-6-41)で開催しますので、該当する方は必ず受講してください。

なお、当日のスケジュールなど未定ですが、追って対象受講者の皆様に当指導センターからお知らせします。また、当指導センターのホームページなどでもお知らせします。

最低賃金（岡山県）について

最低賃金は国が最低額を定めたもので、使用者は最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。全国的に最低賃金は右肩上がりです。岡山県の最低賃金は、平成29年10月1日から時間額781円となっています。

最低賃金の引上げは、事業者の生産性向上など好循環も期待できます。また、国では最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者へ種々の支援策を実施しています。

詳しくは、岡山労働局又は各労働基準監督署へお問い合わせください。

社会保険等の加入について

- 生活衛生関係営業従業員の健康保険及び厚生年金(社会保険)は、事業所単位で加入することとなります。社会保険加入による労働環境の改善などにより人材確保や業績向上につながる事が期待されます。

なお、強制適用事業所は社会保険に必ず加入しなければなりません。

強制適用事業所（加入義務付け）	任意適用事業所（任意加入）
1 全ての法人事業所 2 常時5人以上の従業員がいる個人事業所	1 常時5人未満の従業員がいる個人事業所 2 常時5人以上の従業員がいる生衛業の個人事業所（但し、氷雪・食肉・鳥食肉は除く）

※社会保険の加入等については日本年金機構の各年金事務所にお問い合わせください。

- 労働保険は1人でも雇用者がいれば全ての事業所が加入しなければなりません。短時間労働者(パート、アルバイト等)について、労災保険は短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、雇用保険は一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※労働保険の加入等については労働基準監督署又は公共職業安定所にお問い合わせください。

岡山県働き方改革推進支援センター設置について

平成30年4月、中小企業・小規模事業者の働き方改革に向けての様々な課題に対応するため、ワンストップ窓口として岡山県働き方改革推進支援センターが設置されています。賃金体系や働き方の工夫など、中小企業等が抱える雇用や労働環境の悩みに無料で幅広く応じてくれるので、労務管理上のお悩みがあれば、ぜひご利用ください。

岡山県働き方改革推進支援センターの概要

主な業務（平成30年度厚生労働省岡山労働局委託事業）

①個別相談支援

- ・窓口相談、電話、メールなどの一般的な相談を受付
- ・事業所へ直接訪問し、事業主の方が抱える様々な課題について親身になり相談を受付
- ・商工会議所等と連携した出張相談会の実施（岡山商工会議所…毎週月・木曜日、13：00～17：00。他の商工会議所でも実施しています。詳しくは、支援センターにお尋ねください。）

②労務管理セミナー開催

住 所：岡山市北区野田屋町2-11-13-7F 岡山県社会保険労務士会内

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

電話番号：086-201-0780 FAX番号：086-226-0180 E-mail：koyokaizen@okayama-sr.jp

衛生講習会の開催について

当指導センターでは、5月14日(月)、美容業の皆様を対象とした「衛生講習会」を岡山市民会館で岡山県美容生活衛生同業組合岡山支部と合同で開催しました。岡山市保健所職員から「器具の消毒方法について」、岡山市消費生活センター職員から「岡山市の消費者トラブルの現状」、岡山県美容生活衛生同業組合理事長から「生活衛生同業組合のメリット」についてわかりやすくお話ししていただきました。345名の美容業の皆様に参加していただき、参加された方々は大変熱心に聞き入っていました。

食品衛生・生活衛生に関する保健所窓口について

食品衛生（営業許可、食品検査等）、生活衛生（理容・美容・クリーニング施設等）に関することは管轄の保健所にご相談、お問い合わせください。

保健所名	所 在 地	電話番号	管轄区域
岡山市保健所	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1	食086-803-1257 生086-803-1258	岡山市
倉敷市保健所	〒710-0834 倉敷市笹沖170	食086-434-9826 生086-434-9830	倉敷市
備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	食086-272-3947 生086-272-4038	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083	食086-434-7026 生086-434-7027	笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2837	高梁市、新見市
真庭保健所	〒718-8501 真庭市勝山591	0867-44-2918	真庭市、新庄村
美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114	食0868-23-0115 生0868-23-0133	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町

※「電話番号」欄の「食」は食品衛生関係、「生」は生活衛生関係の電話番号

岡山県からのお知らせ

平成29年の食中毒統計から、今、気をつけておきたい食中毒について事業者のみなさんにお知らせします。

1 カンピロバクター食中毒

食べてから1～7日で発症し、下痢や腹痛などを引き起こします。感染後に手足の麻痺等の症状のギランバレー症候群を引き起こすこともあり注意が必要です。

食鳥処理業者・卸売業者のみなさんへ

飲食店営業者が鶏肉を客に提供する際には加熱が必要である旨を、「加熱用」、「十分に加熱してお召し上がり下さい」、「生食用には使用しないでください」などの表示や商品規格書への記載により、確実に情報伝達してください。

飲食店営業者のみなさんへ

鶏肉は、**生または加熱不十分な状態で、お客さんに提供しない**ようにしてください。全国でカンピロバクターによる食中毒が多く発生しています。

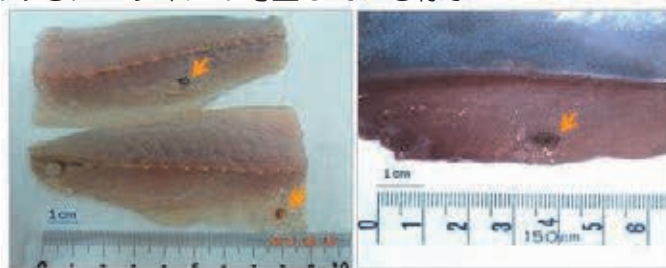
2 アニサキス食中毒

アニサキス幼虫（寄生虫）が寄生している生鮮魚介類を生で食べることで、アニサキス幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒を引き起こします。数時間から十数時間後に激しい痛みや嘔吐などを生じます。

飲食店営業者・魚介類販売業のみなさんへ

- 新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除いてください。
- 刺身で提供する鮮魚は、目視で確認して、アニサキスがないことを確認してください。
- 冷凍（-20℃で24時間以上冷凍）または加熱（60℃では1分、70℃以上）をすることで殺すことができます。

鮮魚におけるアニサキスが寄生している様子



提供：（公財）岡山県立衛生館・小川和美様
厚生労働省ホームページより

日本公庫からのお知らせ

「おもてなし」計画を応援！

日本公庫は、
飲食店・ホテル・旅館や理・美容室など
生活衛生関係営業の訪日外国人旅行者受入
(インバウンド対応)の取組みを
支援しています。



増加する訪日外国人旅行者に対応するための融資制度

インバウンド対応のための幅広いお使いみちにご利用いただけます。

○生活衛生融資（インバウンド対応関連）

融資制度	振興事業貸付(注1)		一般貸付(注2)
	設備資金	運転資金	設備資金
ご融資限度額	1億5,000万円 ～7億2,000万円 (業種によって異なります)	5,700万円	7,200万円 ～4億円 (業種によって異なります)
ご返済期間 [うち据置期間]	20年以内(※3) [2年以内]	7年以内 [2年以内]	13年以内 [1年以内(ご返済期間が7年超の場合、2年以内)]
利率(年)(※4)	特別利率J	特別利率B	特別利率B

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

(注2) ご利用にあたっては、原則として都道府県知事の「推せん書」が必要です(申込金額が500万円以下の場合は不要です。)

(注3) 店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものは30年以内です。

(注4) 利率は日本公庫ホームページの金利情報「国民生活事業主要利率一覧表」からご確認ください。

※ご利用にあたっては、「訪日外国人旅行者対応計画書」が必要です。

飲食店を営むみなさまに「インバウンド対応支援ツール」を無料で配布しています！

「外国人客
おもてなし
ガイドブック」
インバウンド対応に初めて取り組む方向けに、
押さえておくべきポイントを
まとめた手引き書



「指差し
コミュニケーション
ツール」
外国語が話せない方でも、外国人客と
スムーズなコミュニケーションが
可能となるツール

ご希望の方は最寄りの日本公庫の窓口までお問い合わせください。

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫
国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

岡山支店 ☎086-225-0010
倉敷支店 ☎086-425-8401
津山支店 ☎0868-22-6135
福山支店 ☎084-922-6550

税務署からのお知らせ

消費税の軽減税率制度が実施されます！



実施時期はいつなの？

平成31年(2019年)10月1日
(消費税率引上げと同時に)

税率はどうなるの？

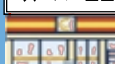
標準税率 10% (消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%)
軽減税率 8% (消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%)

軽減税率の対象品目は何？

○酒類・外食を除く飲食料品
○週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

事業者の方の必要な対応事例

スーパー△△



軽減税率対象品目の売上げ・仕入れ(経費)の両方がある課税事業者

例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業(スーパーマーケット、青果店等)、飲食業(レストラン等)



軽減税率対象品目の仕入れ(経費)のみある課税事業者

例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

【必要な対応】

- ① 複数税率に対応した請求書等(区分記載請求書等)の交付
- ※ 必要に応じ、複数税率に対応したレジ等を導入・改修(軽減税率対策補助金制度あり)
- ② 売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理(区分経理)
- ③ 区分経理に基づき、申告時に税額計算



各 種 お 問 合 せ

【軽減税率制度に関するお問合せ先】

- ・国税庁ホームページ内の「消費税の軽減税率制度について」
- ・専用ダイヤル 0570-030-456【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

【軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先】

- ・「軽減税率対策補助金事務局」ホームページ
- ・専用ダイヤル 0570-081-222【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

納税証明書の交付請求もe-Taxで！

e-Taxで納税証明書の交付請求を行う場合には、次の2つの選択肢があります。



- ① 電子納税証明書を取得
(電子申請・電子データによる発行)
- ② 書面で納税証明書を取得
(電子申請・書面による発行)

電子申請は書面申請よりも、便利でおトクです！

- 1 税目1年度1枚当たりの手数料単価が370円です。(通常は400円かかります。)
- 2 ②の書面で納税証明書を取得する場合、税務署窓口に出向かなくても、郵送で受け取ることができます。また、大量の枚数でも税務署窓口ですぐに受け取ることができます。

電子申請の方が、便利でおトクなんです。



詳しくは

e-Taxホームページで www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

源泉所得税の納付はe-Taxが便利です！

e-Taxを源泉所得税の納付などの電子納税(*)に限り利用される場合には、**電子証明書の取得や登録は必要ありません！**

(*) 電子納税手続には、徴収高計算書の送信後、事前に届出をした預貯金口座からワンクリックで納付できる「ダイレクト納付」と、インターネットバンキング等を利用する方法があります。



源泉所得税の納付は毎月のことだから、ネットから手続できると便利なんです。

- 納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の徴収高計算書データについても送信することができます。
- 徴収高計算書データを送信しただけでは納付したことにならないため、法定納期限内に電子納税による納付手続を済ませる必要があります。

詳しくは

e-Taxホームページで www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

生衛組合だより

岡山県理容生活衛生同業組合

訪日外国人（インバウンド）対応講習会を開催

組合青年部では、1月29日(月)、岡山県理容会館で海外からのお客様を受け入れるための訪日外国人（インバウンド）対応講習会を開催しました。

講習会では青年部員30人が男女の外国人留学生に対し接客、カットなど施術中の対応を外国語やジェスチャーを交えてやり取りする体験をしました。お互い最初は分かりにくく、難しく感じましたが、慣れてくると動作や対応が外国人留学生にも少しずつ分かっていただき、青年部員は汗をかきながらカットなどを行いました。耳までのカットか耳の半分ぐらいのカットか、慣れてくると少しずつお互いが理解できて、笑顔が出てきました。

青年部員にとって外国の方々がお客様として来店されても、慌てることなく接客、施術する自信を持つことができた素晴らしい講習会となりました。



キッズ後継者育成セミナーを開催



2月18日(日)、岡山県理容会館に、理容関係の小中高生の子供達や保護者のお母さん方24人に集まっていただき、キッズ後継者育成セミナーを開催しました。これは、理容業の大切さと楽しさを理解してもらうことにより、1人でも多くの若者に理容業界へ就業してもらうことを目的に実施しました。

セミナーでは、散髪屋さんの仕事に理解を深めてもらう劇やはさみを使ってのカットなどを体験してもらうとともに、理容師の仕事を理解してもらうため、先生役の青年部の皆さんから先輩後継者の体験談、接客のマナーなどを聞いてもらいました。

子供達にとって理容業に対し関心を深めることができた大変に意義深いセミナーとなりました。

岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合

第1日曜日は「備前岡山京橋朝市」にお越しください

組合では毎月第1日曜日の早朝から岡山市北区京橋町で開催されている「備前岡山京橋朝市」に出展しています。

朝市には組合店が入れ替わり、おすすめの商品を提供していますが、試飲や試食を繰り返し、新メニューを掘り起こす場にもなっています。

他組合員や関係者の皆様方もお立ち寄りくださり、地域振興の場としても大変賑わっています。

第1日曜日はぜひ早起きして、朝市にお越しください。ご来店いただいた皆様の期待は決して裏切りません。



岡山県鮪商生活衛生同業組合

寿司作りを通じて国際交流

7月26日(木)に「国際サマーホームステイ in OKAYAMA2018」に参加する岡山市の国際友好都市・地域を中心とした海外の中高生、岡山市の中高生約100名の交流プログラムを行う予定です。

講師1人と寿司の調理長6人が参加者に和食と寿司の技術について説明し、参加者には新鮮なネタを利用して寿司を作り、味わってもらいます。参加者にとっては基礎を学びながら、ユネスコ無形文化遺産に登録された和の食文化とその味の実体験を堪能していただく大変良い機会となると思います。



イメージ写真です

生衛組合の加入について

岡山県内には13の生活衛生同業組合があり、組合員の経営の健全化、衛生水準の維持向上を通じ、消費者の権利擁護のため、様々な取組みを行っています。

生活衛生関係営業事業者の皆様、ぜひ生衛組合加入をご検討ください。加入等については、各生活衛生同業組合へお問い合わせください。

生衛組合の活動（例）	生衛組合加入のメリット（例）
○衛生、技術、経営等に関する相談、セミナー開催 ○日本政策金融公庫による融資申込みの支援 ○福利厚生事業の実施 ○地域福祉貢献事業等の実施	○日本政策金融公庫による有利な融資（低利・無担保・無保証） ○賠償保険、火災・生命保険等の有利な共済制度の利用 ○生衛業に関する情報提供、情報交換等 ○融資、経営、衛生等の相談指導 ○各業の個別特典で経費節約

岡山県生活衛生同業組合一覧表

組合名称	所在地	電話番号
岡山県理容生活衛生同業組合	〒700-0807 岡山市北区南方2-3-37	086-225-3071
岡山県興行生活衛生同業組合	〒700-0023 岡山市北区駅前町1-6-1	086-223-3001
岡山県クリーニング生活衛生同業組合	〒700-0861 岡山市北区清輝橋2-1-6	086-224-8530
岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合	〒702-8047 岡山市南区若葉町4-6	086-264-5674
岡山県美容生活衛生同業組合	〒700-0022 岡山市北区岩田町1-16	086-222-3221
岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合	〒700-0812 岡山市北区出石町1-2-4-201	086-233-5583
岡山県食肉生活衛生同業組合	〒703-8285 岡山市中区桜橋1-2-43	086-270-2911
岡山県鮪商生活衛生同業組合	〒700-0913 岡山市北区大供1-4-15	086-223-7779
岡山県飲食業生活衛生同業組合	〒700-0836 岡山市北区中央町9-20	086-222-7525
岡山県料理業生活衛生同業組合	〒700-0807 岡山市北区南方3-8-23	086-231-4797
岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒700-0822 岡山市北区表町1-8-46-302	086-222-8014
岡山県食肉販売業生活衛生同業組合	〒703-8262 岡山市中区福泊150-10	086-276-6361
岡山県社交料飲生活衛生同業組合	〒700-0822 岡山市北区表町3-6-9	086-223-1782

編集後記

ここに、「生活衛生おかやま第63号」を発刊することができました。

関係各位の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、今年4月で瀬戸大橋が開通して30周年を迎え、今年秋頃まで各種イベントが多数開催されます。既にこれらイベントに参加された読者の方々も多くいらっしゃると思います。

この30年で生衛業を取り巻く社会・経営環境は大きく変わってきました。また、30年前にはスマホ、SNSなどは存在すらしていなかったですが、現在では当たり前に多くの人々に使われています。これらを仕事のツールとして活用されている読者の方々も多くいらっしゃると思います。これからはAI、IoTなどの導入により、私たちの働き方、生活は大きく変わると言われています。30年後はどのような世の中になっているのでしょうか。

岡山県生活衛生営業指導センターは、引き続き生衛業の皆様と生衛組合を支援していきます。よろしく願います。

(H.Y)